**大阪府外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金にかかるＱ＆Ａ**

Ｑ１　補助基準額が30万円とありますが、１法人あたり・１施設等あたりのどちらですか。

Ａ１　１施設等あたりの補助基準額となります。なお、補助金の交付は１施設等につき、１回限りとします。

Ｑ２　申請すれば必ず補助金は交付されるのでしょうか。

Ａ２　交付申請の先着順といたします。

Ｑ３　申請時点で外国人介護人材を雇用している場合のみ補助対象となるのでしょうか。

Ａ３　申請年度内に雇用する場合は、補助対象となります。

Ｑ４　雇用している外国人介護職員が介護福祉士養成校に通学する留学生やＥＰＡによる介護福祉士候補者の場合でも本補助金の対象となりますか。

Ａ４　本補助金は技能実習生及び特定技能、留学生、インターンシップ（在留資格「特定活動（告示第９号）」）を対象としています。

Ｑ５　外国人介護職員の受入にあたって必要となる監理団体等へ支払う監理費は、補助対象となりますか。

Ａ５　補助対象とはなりません。外国人介護職員の受入れにあたり、義務的に発生する費用は対象となりません。

Ｑ６　外国人介護職員の日本語学習について、オンラインによる学習も補助対象となりますか。

Ａ６　補助対象となります。

Ｑ７　日本語能力試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となりますか。

Ａ７　補助対象となります。

Ｑ８　日本語能力試験等に付き添いとして同行する施設職員の旅費は補助対象となりますか。

Ａ８　補助対象となりません。

Ｑ９　介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となりますか。

Ａ９　介護福祉士の資格取得を目的とした場合は、補助対象となります。

Ｑ10　自転車や家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入費、外国人介護職員が居住するアパートの賃借料、光熱費など生活に必要な経費は補助対象となりますか。

Ａ10　外国人介護職員の生活に必要な物品の購入や光熱費等は補助対象となりません。